

小規模企業共済のご案内

経営者の退職後のゆとりある生活を応援します！！

小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を予め準備しておく積立型の共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」です。

【加入対象者】

- ① 建設業、製造業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員及び共同経営者
- ② 商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員及び共同経営者
- ③ 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- ④ 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- ⑤ 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

【6大メリット】

安心の共済制度 中小企業基盤整備機構が運営	高い節税効果 掛金は、確定申告時全額所得控除	自由な掛金 月1,000円～70,000円の範囲で自由選択
少額借入が可能 緊急時、経営者貸付の利用が可能	税制面メリット 解約以外の受取り時退職所得扱い	受取りも選択可 受取り時、分割受取りも自由選択

お問合せ先

西宮商工会議所 地域振興課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-20

Tel: 0798-33-1258

Fax: 0798-33-3288

□ 共済金等の受取

	A 共済事由	B 共済事由	準共済事由	解約手当金
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業を廃業した場合（※1） 配偶者・子以外に個人事業の全部を譲渡した場合 平成28年4月1日以降に、配偶者・子に個人事業の全部を譲渡した場合 共済契約者の方が亡くなった場合 全額金銭出資により個人事業を法人成りした場合（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢給付（65歳以上で180ヶ月以上掛金を払い込んだ方） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月31日以前に、配偶者・子に個人事業の全部を譲渡した場合 個人事業を法人成りして、その法人の役員にならなかった場合（※3） 金銭以外の出資により個人事業を法人成りして、その法人の役員にならなかった場合（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> 任意解約 機構解約（掛金を12ヶ月以上滞納した場合） 個人事業を法人成りして、その法人の役員になった場合（※3）（※4） 金銭以外の出資により個人事業を法人成りして、その法人の役員になった場合（※2）（※4）
共同経営者	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主の廃業に伴い、共同経営者を退任した場合（※5） 個人事業主が事業の全部を譲渡したことに伴い、共同経営者を退任した場合 病気や怪我により共同経営者を退任した場合 個人事業主が配偶者・子に事業の全部を譲渡したことに伴い、共同経営者が配偶者・子にその地位を譲渡した（平成28年4月1日以降） 共済契約者の方が亡くなられた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢給付（65歳以上で180ヶ月以上掛金を払い込んだ方） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主が配偶者・子に事業の全部を譲渡したことに伴い、共同経営者が配偶者・子にその地位を譲渡した（平成28年3月31日以前） 個人事業主が事業を法人成りして、その法人の役員にならなかった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 共同経営者の任意退任による解約（※6） 任意解約 機構解約（掛金を12ヶ月以上滞納した場合） 個人事業主が事業を法人成りして、その法人の役員になった場合（※7）
会社役員	<ul style="list-style-type: none"> 法人が解散した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 病気や怪我のため役員を退任した（平成28年3月31日以前） 満65歳以上、または病気や怪我のため役員を退任した（平成28年4月1日以降） 共済契約者の方が亡くなられた 老齢給付（65歳以上で180ヶ月以上掛金を払い込んだ方） 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の解散、病気や怪我以外の理由で役員を退任した（平成28年3月31日以前） 満65歳未満の方が、法人の解散、病気や怪我以外の理由で役員を退任した（平成28年4月1日以降） 	<ul style="list-style-type: none"> 任意解約 機構解約（掛金を12ヶ月以上滞納した場合）

- ※1 複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となります。
- ※2 平成22年12月末以前に加入（平成23年1月以降に請求事由が発生して掛金納付月数の通算手続きを行った場合を除く）した共済契約者に限ります。
- ※3 平成23年1月以降に加入（平成23年1月以降に請求事由が発生して掛金納付月数の通算手続きを行った場合も含む）した共済契約者に限ります。
- ※4 法人成りした法人が小規模企業者でない場合は、準共済金となります。
- ※5 事業主が複数の事業を営んでいる場合は、そのすべての事業を廃止したことが条件となります。
- ※6 留学、転職、独立開業、のれん分けなどで共同経営者を退任した場合も、任意退任扱いとなります。
- ※7 法人成りした法人が小規模企業者でない場合は、準共済金となります。

□ 基本共済金の額（例）掛金月額1万円で、平成16年4月以降に加入された場合

年数	掛金残高	A 共済金	B 共済金	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	<ul style="list-style-type: none"> 掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。 掛金納付月数が、240ヶ月（20年）未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	

□ 掛金の全額所得控除による節税額

課税される所得金額	加入前の税額		掛金月額ごとの加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額5万円	掛金月額7万円
200万円	104,600円	205,000円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	788,700円	605,000円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円

- 【注意事項1】
「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などを控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます（なお、所得税、住民税の課税される所得金額は計算上同一としております。）。
- 【注意事項2】
税額は、平成26年6月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。

□ 税法上の取扱い

税法上の扱い	受取事由
退職所得扱い（※1）	<ul style="list-style-type: none"> 共済金（準共済金）を一括で受け取る場合 65歳以上の方が任意解約をする場合（解約手当金） 個人事業主が金銭以外の出資により事業を法人成りし、その法人（小規模事業者）の役員に就任して解約手当金を受け取る場合（※3） 個人事業主が事業を法人成りし、その法人（小規模事業者）の役員に就任して解約手当金を受け取る場合（※4） 個人事業主が事業を法人成りし、共同経営者がその法人（小規模事業者）の役員に就任して解約手当金を受け取る場合 65歳以上の共同経営者が任意退任（独立開業、のれん分け含む）をする場合（解約手当金）
一時所得扱い	<ul style="list-style-type: none"> 65歳未満の方が任意解約をする場合（解約手当金） 65歳未満の共同経営者が任意退任（独立開業、のれん分け含む）をする場合（解約手当金）
一時所得扱い（※2）	<ul style="list-style-type: none"> 12ヶ月以上の掛金の未払いによる解約（機構解約）で解約手当金を受け取る場合
公的年金等の雑所得扱い	<ul style="list-style-type: none"> 共済金を分割で受け取る場合
（相続税法上） みなし相続財産	<ul style="list-style-type: none"> 共済契約者が亡くなったために遺族が共済金を受け取る場合（死亡退職金）

- ※1 退職所得扱いになる場合、共済金、準共済金、解約手当金を受け取る際、『退職所得申告書』に記入して提出する必要があります。
- ※2 12ヶ月以上の掛金の未払いによる解約（機構解約）で解約手当金を受け取る場合は、年齢にかかわらず「一時所得扱い」になります。
- ※3 平成22年12月末以前に加入（平成23年1月以降に請求事由が発生して「掛金納付月数の通算」手続きを行った場合を除く）した共済契約者に限ります。
- ※4 平成23年1月以降に加入（平成23年1月以降に請求事由が発生して「掛金納付月数の通算」手続きを行った場合も含む）した共済契約者に限ります。